

小山工業高等専門学校入学者対策室規程

制 定 平成16年4月1日

最終改正 平成22年4月1日

(設置の目的)

第1条 小山工業高等専門学校に、入学志願者の発掘等少子化に対応した入学者の確保を図ることを目的として、小山工業高等専門学校入学者対策室(以下「対策室」という。)を置く。

(組織)

第2条 対策室は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 教務委員若干名
- 二 専攻科委員若干名
- 三 その他校長が必要と認めた者

2 対策室に室長を置き、教務主事補をもって充てる。

(任務)

第3条 対策室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 入学者の確保に関すること
- 二 入試に係る広報活動に関すること。
- 三 その他入学者対策に関すること。

(事務)

第4条 対策室に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、対策室の運営等に関し必要な事項は、対策室が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。